

# 平成 22 年度総合セキュリティ対策会議（第 2 回）

平成 22 年 12 月 21 日

## 発言要旨

### 1. 開会

### 2. 生活安全局長挨拶

前田委員長を始め、各委員の皆様方には、大変御多忙のこの時期にお集まりをいただき誠にありがとうございます。前回のこの会議が 10 月 4 日でありまして、2 ヶ月半が経ちます。この間に 3 つの分科会ではそれぞれ 2 回ずつ御審議を賜りました。本日の会議では、この各分科会における審議状況について説明をさせていただきます。その上で各分科会における今後の取りまとめの方向性について御協議をいただければと存じます。何とぞ宜しくお願い申し上げます。

### 3. 不正アクセス対策分科会における審議状況について

【事務局から、不正アクセス対策に関する民間ヒアリング結果及び不正アクセス禁止法施行後 10 年の運用状況の検証結果について説明】

○分科会長：被害状況のヒアリングですが、特にクレジットカード会社から伺った結果によると、非対面取引による被害の増加傾向というのが著しく、カード会社でもいろいろ対策しているけれども、フィッシングによる情報流出の発見は非常に困難であるというようなことが非常によくわかりました。また、ガンブラーによる攻撃も非常に増えていて、現状の認識としてはいろいろな攻撃が増えているということについて、皆さん認識を共有されたと思います。あと施行後 10 年の運用状況を踏まえた検討ということで、委員の中から出てきた意見としてこの場で加えて申し上げておくべき点としては、いろんなアプリケーションが登場する中で、アプリケーションの作成者が、そのアプリケーションに入力された ID 等を不正に利用する可能性が出てきているので、その対策が必要ではないかというようなことが指摘されていました。あとフィッシングに関しては、やはり国民に対する啓発活動がまだ不十分ではないか、というような御指摘。それからアクセス管理者に関しては、内部的な情報流出、これを検知するための対策等を推進することが必要なのではないかと御意見。あと、ID・パスワードはインターネットに晒されていても、その ID 等がどの特定電子機器の特定利用に関わるものなのか明らかでない場合があって、直ちに違法であるといえずに対応に苦慮しておられるということもあり、問題解決の難しさというような御指摘もあったと思います。他にも、被害状況を明らかにするためにもログの保存が必要なのでは

ないかという御指摘や、インターネットカフェについて東京都が条例を制定して、これが非常に効果があったのではないかという御指摘。あとインターネットにアクセスする本人確認の法制化についても検討を始めなければいけないのではないかと、というような議論があったと思います。また、国外犯に関しても外国との連携が必要だという御指摘もありました。

- 新しい手口に関してD o S攻撃関係があまり述べられていないのですが、これはどういうふうにかえられているのでしょうか。
- 事務局：D o S攻撃につきましてはサービス不能攻撃ということで、不正アクセス事件にはなりませんのでこの分科会の中では取り上げておりませんが、実際にはそういう被害は続いていると考えております。
- 官民の情報共有、対策の議論、意見集約を行う枠組みを構築するという御提案になっていますが、これは例えばIPAだとかJP CERTに足りない点があるということで、こういう提言になっているのでしょうか。
- 事務局：御指摘の民間団体でも、一定の重要な役割を果たしていただいていると思っており、そういう情報が特に得やすい団体でありますとか、いわゆるセキュリティベンダーと言われている方々、あるいはその他にも大手の企業で、不正アクセス関係で現状をよく知り、効果的な対策もよく熟知しておられる方々が集まって一緒に対策を考えていくような実務レベルでのフォーラムというのを御提案しております。
- 情報を広く共有し対策を議論していくのは必要な行為ですけれども、現実に今起きている不正アクセスに対する備え、特に、事前に脆弱性があるかないかという調査をする手段は確立しています。ただし、それにかかる費用の面から、なかなか事業者自身がインセンティブを持ってない。そういうことを考えると、法的な罰則を強化するというのも当然必要なのかと思うのですが、こういった対策を促進するための事業者に対する何らかのインセンティブがあることで、事前調査をすればある程度防げるSQLインジェクションのような事案への対策に寄与するのではないかと思います。
- 確認ですが、今回御報告いただいた資料は、そもそも検証結果ということで対外的に公表されるようなイメージで取りまとめているのか、ないしは、この資料をベースに総合セキュリティ対策会議として、ないしは、分科会として今後の方向性を議論して、今年度の報告書に取りまとめようとしているのか、どちらでしょうか。
- 事務局：今回報告させていただいた資料は、議論をしていただく論点をまとめておきまして、分科会やこの全体会議の御議論を踏まえ、最終的にはこの総合セキュリティ対策会議の報告書の一部とさせていただくことを目標として作成したものです。ただ、それ自体も御議論いただく対象だと思っておりますので、御意見を頂戴したいと思っております。

- 海外では警察の取締りによる犯罪の抑止効果が十分には期待できない現状において、クラウドサービスから情報が流出する可能性があるというお話ですが、現地に警察がいるとこういった不正アクセスというのは防げるのでしょうか。普通サイバーアタックは国境を超えるので、その警察が取り締まっているか取り締まっていないのかというのがどういうふうに関係してくるのかなど。日本の警察の取締りの抑止効果が外国には及ばないからということでしょうか。
- 事務局：日本の警察の取締りによる犯罪の抑止効果が海外のサービスにおいては十分に期待できないのではないかとということで、海外のクラウドサービスを利用した場合の危険性があるということを指摘させていただいております。基本的には、日本人が海外のサーバを利用して、という趣旨です。
- 攻撃者は現地の人かもしれないし、他の国の人かもしれないということですね。

#### 4. 違法有害情報対策分科会における審議状況について

【事務局から、違法有害情報対策分科会における審議の中間取りまとめ状況を説明】

- 分科会長：ホットラインセンターとインターネット関連事業者との間の連携につきましても、総論的には取組み自体は非常に良いことなので協力できるところは協力したいという意見が寄せられました。事業者のホームページ等からリンクを貼ることにつきましても、もうすでにリンクを貼っているところもございまして、私共が把握していないけれども事業者としては良い事だから協力しますという形の行為があるのかと思っております。このほか、通報フォームも色々工夫はされているのですが、まだ一般の利用者から見た時に説明ぶりが分かりにくく工夫の余地があるのではないかと御意見や、ホットラインセンターへ通報する際に情報の違法・有害性を容易に判断できるような仕組み等を検討できないかという課題に対しまして、現在の運用につきましても独自のガイドラインがあって、毎年一回、皆様方の御協力の下で見直しをしておりますが、ガイドラインというよりも、運用面での見直しとかの方法でもいいんじゃないかという御意見が出ました。それから悪質サイト管理者対策でホットラインセンターからの削除依頼に応じないサイトを公表してはどうかと。日本の法律の枠組みの下でやっていいものかどうかについては色々御意見のあるところかと思っておりますが、ネット社会への健全性を保つため、こういう事もそろそろ具体的に検討するフェーズじゃないかなと思っております。それから悪質サイト管理者対策についてもう一点、削除依頼をサイト管理者に連絡しようとした時に、連絡先の記載がなくて連絡できないということが多々あるんですけれども、そういう場合に、例えば典型的にはホス

ティングプロバイダのようなところに連絡先を表示するように契約で縛ってもらうという考え方があります。それからもう一つ、プロバイダとホットラインセンターが協定を結んで契約者の連絡先を教えてもらうということも検討課題としてはあるのではないかとということでした。それから最後の紛争・相談対策でございますがリアルの世界でも色々と相談対応っていうのは行われておりますので、そういう辺りを参考にしてネットの世界でももう少し色々考えられるのではないかと。以上でございます。

- 1 回目の時の会議で、この違法有害コンテンツの削除要請に対して、ほとんどの方がある程度削除していて、最初から協力する姿勢がない人もごく少数おられたのかなと理解しているんですけども、その全体の数と、聞いてくれる人の数と最初から聞く耳持たない数はいかがでしょうか。まずこれを出していただいてそのうちの聞く耳を持たない人はいくら連携をしてもダメなので、多分解決方法が異なるのではないかと考えています。
- 事務局：平成 21 年中、インターネット・ホットラインセンターが違法情報として削除依頼した件数が 1 万 6,496 件、そのうち削除されたものが 1 万 4,518 件、88%という数字でございます。有害情報につきましては 1,971 件の削除要請に対して 1,546 件、78.4%という削除率でございます。また、削除依頼に応じないサイトといたしまして上位の 5 社で占める割合が非常に多くなっております。一番削除に応じないサイト管理者については 1,001 件の削除依頼に応じておらず、2 番目の事業者も 471 件と上位の数社で寡占状態が続いています。
- 分科会で議論しているような対策を取れば、上位 5 社の方々がちゃんと聞いてくれるということなのではないでしょうか。もし 5 社だったら別の効率の良い対応もあるのかなと。いずれにしてもこの方向性で 5 社が聞いてくれるのであれば、それで良いと思うんですけども、それを確認させて下さい。
- 事務局：削除要請をしても応じない件数は、今申しましたように 2, 3 割ということですが、サイトの数にしますと今手元にないのですが確か数十ぐらいになっております。で、その数十の中で特に悪質なものは確かに上位数社というのは御指摘のとおりですが、これは数の問題だけでなくて仮に非常に少ないとしてもそういう方々に対して問題解決していただくのに色々な方法があろうかと思っております。それともう一つは似て非なる話であります、連絡先を表示していないというところはたくさんございまして、例えば違法情報を掲載しているサイトは 2,000 以上ありますが、連絡先記載なしは 1,319 ということです。これは 60%ぐらいは記載なしということですので、その連絡先を記載しないで何の対応もしようとしていないという意味では結構広い話だと思います。
- このホットラインセンターというものの位置付けについて、従来のままで

この枠組みを導入しようとするのか、あるいは少しこのセンターの位置付けも議論してから考えるということなんでしょうか。

○事務局：そこにつきましては何か前提を置いたり、これをしなきゃいけないということを明確に持っているわけではない状況です。

○分科会長：悪質なサイト管理者対策について、サービスがそのサイト管理者、ホスティングプロバイダ、ネットワークサービスプロバイダという3階層でモデル化が考えられてきたんですけれども、例えばブログを一つのサイトとみるとか、何らかの販売サイトを一つのサイトとみるかによって大分この辺の階層の取り方が違ってきます。契約を結んで約款で縛るっていう部分は全くないわけではないけれども、削除依頼をした時に各々の事業者が社会的責任を理解して、ホットラインセンターからの要請に対して協力する枠組ができてくれば、事業者としては協定を結んで連絡先をホットラインセンターに開示することは面倒というとらえ方をされる方々もおられる。そういうことも含んで報告書に盛り込む形であれば良いと思っております。

○ いずれにしろこの問題は一応現在の案としてお示しいただいておりますが、例えばサイト管理者ということになると、場合によってはほとんど個人のレベルが多かったりしますので個人情報保護法等を踏まえた法的な観点を含めて慎重に検討する必要があると思っております。やはりこうした対策を取り組んだとしても問題となっている何社かについてはこれに応じないということも十分考えられますので、その辺の対策は別途検討が必要というふうに考えております。

○ 以前別の場でも質問をしたのですが、違法アップロードを行っている端末ではなくそれらのハブになっているサーバの管理事業者に削除要請を行い、言うことを聞かない場合に、管理事業者の業務妨害になるという議論は別にして我々がある技術を用いて削除をしてしまった場合に、正当行為として評価されることは考えられないんだろうかと。そろそろその辺に踏み込んで議論しないとどうかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長：これは個人的な意見として、正当行為というよりはむしろお話のやり方は緊急避難的などいいますか正当防衛的なもので、そうなると相当緊急性が高い、他に手段の取りようがないというところをもう少し詰めないといけない。確かに相手が悪いというのはそのとおりですが、ステップの踏み方が対応によってはあるということだと思えます。まさに分科会でそのためのステップ固めを具体的に作っていくということだと思えます。それと合わせて大事なものは世論がついてくるということです。順を踏んでやったからここまでやっても納得いく、というものにしないと、いきなりボンと行きますと、そりゃ相手も悪いけどやりすぎだよな、という反応もかなり返ってくる。こういう議論は、一步一步前に進んでいくという事も大事で、総セキユはそ

のためにあるというふうに考えております。

- 現状をもう少し踏まえて、その中で管理事業者の作為義務違反というか不作為自体が違法という構成が取れるようなステップを踏んだ後にそういう議論をするということでは宜しいですか。
- 委員長：そうですね。通信の秘密とか個人の情報保護とか人権とか色々なもののバランスの中で、そのバランスを取るためにどこまでのことができるか。やっぱりただネット社会の特性なんかにもあわせてどういうものが一番有効であるか、また逆にこういうことをやるとどういう逆効果があるかということ専門家が集まっていたら、御協力いただきたいということだと思っております。
- 生活安全局長：このサイト管理者も数が多いですから極めて誠実に対応していただいているところは非常に良いですが、あまりそういった措置を重視していないとか、体制がないから手間が掛けられないといったことで最終的には削除されるにしても随分手間がかかるといったことも問題だと思います。そういうことに対してどう仕組みを作っていただくかということは大いに重要な検討事項であると考えています。先程から話が出ていますけれども、悪意と思われる管理者に削除されない違法情報は集中しているわけです。これについては、やはり取締機関である警察としてもやれること、やるべきことを尽くすことが必要だと考えています。やはりこの刑事責任が追及ぎりぎりできるのかできないのか、やれる限りの努力をしてその上で現行法制度の下では限界があるということになるのか、その場合には新たな立法が必要であるとかですね。そのためにもそういった現行法制化下におけるぎりぎり最大の努力を尽くす必要があると考えています。
- IHCへの事業者からの情報提供という点で、事業者としては仮に自社のユーザーが違法情報を発信していた時にまず契約約款に照らして消すのが最優先で、それを消さないでにおいてIHCに通報するというのはできない相談だと思っております。その辺はどう考えておられるのでしょうか。
- 事務局：消す権限をお持ちの事業者の方においてはまず真っ先に自ら削除をしていただくというのはおっしゃるとおりです。IHCへの通報としていますが、これは多くの国民だとかいろんな事業者の方々、一般に向けてのお願いでありましたもので、消す権限がない場合でなおかつまた見つけた、というような時にみんなで通報していただく機運を持っていただけないかと。これは削除にしても、別途検討中のブロッキングにしても入口になるところですので、そういう趣旨で挙げています。
- 課題の中には事業者からIHCへ情報提供される取組みの検討とあるんですが、これは情報提供の取組みではなく、提供された情報に基づいて実際に違法な情報を削除するための取組みを検討されているんだと理解したので、

それで宜しいかというのが一つと、それから明確に児童ポルノという言葉が入っていて、検討の方向性でも違法情報の中に児童ポルノ情報と書いてありますが、その他の違法情報もたくさんある中で、ここでは主に児童ポルノを対象として検討されているという理解で宜しいでしょうか。

- 事務局：最初の点は全くそのとおりです。二番目の御指摘につきましては、児童ポルノ情報に限らずIHCが扱っている違法情報、全般的にこういう取組みをしていただけたら幸いだとは思っているのですが、まずはこういう国民、一般ユーザーや様々な関連事業者への呼びかけとしては焦点を絞った方が良いかという趣旨で児童ポルノとしております。ただ、こういう呼びかけぐらいのことでありましたら児童ポルノに限ることはないんじゃないかというのは全くごもっともなお話かとは思いますが。

## 5. サイバーボランティア育成分科会における審議状況について

【事務局から、サイバーボランティア育成分科会報告書（案）について説明】

- 分科会長：サイバー空間上のボランティアについては、何か定義なり枠組みがあって皆さん活動されているわけではなくて、基本的には自主的にそれぞれの御判断で進めているわけですので、色んな場合がありますが、概ね教育活動とか広報啓発活動に力を入られている団体が比較的多いようですし、比較的順調に行っていると思います。しかしサイバー空間の浄化活動であるとか利用者の指導・注意等をやりますと色々と御本人も苦労しますし、問題も起きてくるということがあるようです。例えばボランティアが被害に遭ったり、逆に加害者になったりするということもあり得るのでそういうことを防ぐにはどうしたらいいか、という重要な問題点についての御指摘もありました。そうは言いますが、全国に類似の活動をしておられる団体がありますので、その間で情報交換する場がぜひとも必要だという御意見が強く出されております。またそのボランティアの方々もそれをどういう目的で、それによってどういう達成感が得られるのかということも考えなければいけないし、当然必要な資金、時間等リソースに対する何らかの担保が要るのではないかという御発言もありました。種類の違う話として特に学校等との連携をしてもらうことが重要だという御指摘がありました。例えば通報先は警察としてはおりますが、警察はもちろんとしてもその他関係機関との連携が重要であると。それから先程、違法有害情報対策の議論でありましたのと絡むかもしれませんが、サイト管理者とか携帯電話事業者等の評価というのが重要だという御発言もありました。ある程度事業者との緊張関係もある中で改善に寄与することが課題ではないかというような御発言もありました。
- 最も重要なのはルールとモラルの棲み分けで、モラルは下から醸成していくものですから、やっぱり上から目線でこういうモラルを醸成しなさいとい

うようなやり方をすると失敗する。ルールは民主的な手続を経てでき上がっているものですからきちんと守ってもらおうと。この辺りの棲み分けをこのサイバーボランティア育成分科会では、どうお考えでしょうか。

- 分科会長：一般論として法制度で明確になっているルールを守ることと、モラルなりマナーを守ることの区分けが必要だというのは全く御指摘のとおりだと思います。ただ、インターネット上で例えば子供達が巻き込まれるようないろんな問題に関して、いわゆるいじめのようなものとか境界が不明確なものがたくさんある中で、それを明確に区別するというを前提にサイバーボランティアに活動してもらおうというのは、ある意味で余計な負担を起すかなという心配があります。これは個人的な感想です。ただ、一般論として原則は全く御指摘のとおりだと思います。
- 2点ありますが、浄化活動とか指導・注意っていうのは個人の資格で行うんですか、もっと言うと個人のメールアドレスみたいな感じなんですか。それともその、ナントカボランティアみたいなメールアドレスをもらえて、その名前で書きこむみたいなのかっていう話が一点と、もう一つは別の質問で、例えば今後児童ポルノの閲覧が違法化された時などに、そこに対する何か制度的な接続性っていうのはどう考えられるのかなと。見ちゃいけないという法律ができるとボランティアは見る人達になるんで、そういったことは現時点では考えていらっしゃるのでしょうか。
- 事務局：ボランティアをやっていただく行為類型の中でも、指導なり警告のようなことを行うということは一番ハードルが高くて色んな注意事項がありますが、実際にやっていたら少年ボランティア協会等では専用のポータルサイトを作りまして、そこからやると聞いています。そこはまさしく今後ハードルの高い段階までおやりになる場合は非常に重要な論点になるのかなというところです。それから2番目の御質問につきましては、今議論になっているのは単純所持罪だと思っていて、見ること自体まで視野には入っておらないのではないかなという気がいたします。
- 規範意識の醸成ということを長期のスパンで考えるのであれば、多分このサイバーボランティアという分野は期待ができる一つの分野だというふうに認識しています。検討にあたって念頭に置いていただきたいのは現在の日本のNPOの現状ですが、インターネットを使って世の中をより良くしようという活動をしているNPOもたくさんあるんですけども情報が行き渡っておらず、各独立した団体になってしまっていて似たようなことをいくつもの団体が行っている。例えばテキスト一つにしても共有化されていない。それぞれの団体が自力で作ったものをそのまま使っていて他の団体とのやりとりがないので、広がりもなかなかなければ、改善も自力に任せられている中で、アウトプットのの一つとして、そういうものが横に繋がっていくようなプラッ



トフォーム作りみたいなものを考えていただけるのであればありがたいかな  
と思っております。

- 具体的にサイバーボランティアの活動に、今どういう問題があってどうい  
うところが阻害されていて、どうそこを突破してかなきゃいけないんだろ  
うみたいな視点があるのかなというのが、一つございます。もう一つとしては、  
ボランティア活動って場合によると孤立無援みたいに頑張っているところも  
あるかもしれない、それに対して公的な機関はどのように援助できるのかと  
か、あるいは各プロバイダにはどのような協力要請をしてどのような援助が  
得られるのかとか、そのような観点からもし現状等について御説明いただ  
ければと思います。
- 事務局：このボランティアについては、いわゆる官製ボランティアを作るの  
か、自発的なボランティアを念頭に置いているのかという議論になりました  
が、私共が検討をお願いした趣旨はいわゆる昔ながらの官製ボランティア  
みたいなところではなく、まさしくこのボランティアの方々が活動していただ  
くのどんな支援ができるのかということです。具体的なイメージやノウハ  
ウについて、既にやっていたいただいている方々からの知恵を集めて少しイメ  
ージを持っていただこうという方向で御議論いただいています。情報交換の  
ためのプラットフォームにつきましても非常に議論があったところです。ま  
た、ボランティアの課題につきましても今後追加していくべしという御議論  
はあったところです。それからやはり国や自治体からの支援が欲しいという  
御指摘があったところでありました。

## 6. 児童ポルノ流通防止対策に関する取組み状況について

【事務局から、児童ポルノ流通防止協議会におけるブロッキング導入に向けた  
環境整備状況について説明】

以上